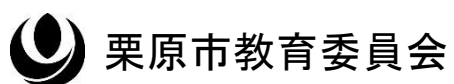


学校における働き方改革取組方針 (改定版)

(令和6年度～令和9年度)

令和6年3月改定



はじめに

栗原市教育委員会では、令和元年12月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、教職員のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指してきました。

その結果、長時間勤務する教職員は減少してきたものの、依然として、正規の勤務時間外における在校時間が月に45時間、あるいは80時間を超える教職員、年360時間を超える教職員が一定数いる状態であり、長時間勤務の改善に向けて、更なる取組を進める必要があることから、「学校における働き方改革取組方針」を改定いたします。

平成31年1月に出された中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」には、「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない」とあります。このことから、教職員が心身ともに健康で、ワークライフバランスを実現し、公私ともに充実した時間を送ることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることこそが、学校における働き方改革の真の目的であると考えます。

栗原市教育委員会としましては、保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、学校と一体となってこの働き方改革に取り組み、本市の目指す教育の実現に努めてまいります。

令和6年3月

栗原市教育委員会 教育長 千葉 睦子

目 次

I 「学校における働き方改革取組方針」改定に当たって	1
1 改定の趣旨・目的	
(1) 取組方針の位置付け	
(2) 目指す姿	
(3) 現状・課題	
2 教職員の多忙化解消に係る教育委員会のこれまでの主な取組	
3 栗原市教育委員会及び学校の役割	
(1) 栗原市教育委員会の役割	
(2) 学校の役割	
II 期間・目標	5
1 期 間	
2 目 標	
III 取組の柱	5
IV 取組内容	5
1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	
3 教職員の健康に留意した働き方の推進	
4 保護者や地域の理解と連携の促進	
V フォローアップ	7
1 市教育委員会によるフォローアップ	
2 学校への支援	

I 「学校における働き方改革取組方針」改定に当たって

1 改定の趣旨・目的

(1) 取組方針の位置付け

本方針は、栗原市教育委員会（以下「市教育委員会」）及び栗原市立学校による「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すものとしす。

(2) 目指す姿

市教育委員会では、学校における働き方改革の推進により目指す学校の教育環境と教職員の姿を次のように考えます。

- ① 学習指導要領や新たな教育課題等へ対応できる学校体制を構築する。
- ② 授業改善のための時間や教師が子供と向き合う時間を確保し、学校教育の質の向上を図る。
- ③ 教職員がワークライフバランスの取れた生活を実現し、やりがいをもって勤務できる環境を整備する。

(3) 現状・課題

令和5年8月、中央教育審議会（以下「中教審」）初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会が「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～」を示しました。

以下は、その概要です。

【緊急提言】

教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に以下の各事項に取り組む必要がある。

- 1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
- 2 学校における働き方改革の実効性の向上等
- 3 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

平成31年1月には、中教審において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が出され、同じく1月に、文部科学省（以下「文科省」）からは「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されています。

この中で、働き方改革の趣旨は、「教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところ」と明言されています。

そして、正規の勤務時間外における在校時間（以下「時間外在校時間」）の上限の目安時間を次のように定めています。

- ① 1か月の在校等時間について、時間外在校時間45時間以内
- ② 1年間の在校等時間について、時間外在校時間360時間以内
 特例的な扱いとして、上記を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、
 - 1か月の時間外在校時間100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、1か月当たりの平均が80時間以内
 - 1年間の時間外在校時間720時間以内、かつ、45時間超の月が年間6か月までと示されています。

これを受け、市教育委員会では令和元年12月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、令和5年度までの目標を

- ◎ 1か月で45時間、1年間で360時間を超えないこと。（上限の目安）
- ◎ 月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させ、令和5年度までにゼロとする。

としました。

このことを踏まえ、次の2点について、令和元年度から令和4年度までの状況を示します。

- ◎ 1年間で時間外在校時間が360時間を超えた教職員数
- ◎ 1か月の時間外在校時間が80時間を超えた教職員数

※文中（表中）の「小学校」には義務教育学校前期課程、「中学校」には義務教育学校後期課程を含む。

【令和元年度から令和4年度までの状況】

- ◎ 1年間で時間外在校時間が360時間を超えた教職員数
 令和元年度から令和4年度、それぞれの年度における1年間の時間外在校時間が360時間を超えた教職員数は以下のとおりです。

【小学校】（割合＝360時間超教職員数÷教職員数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教職員数（人）	240	243	236	242
年360時間超（人）	124	109	128	127
割合	51.7%	44.9%	54.2%	52.5%

【中学校】（割合＝360時間超教職員数÷教職員数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教職員数（人）	154	149	146	149
年360時間超（人）	124	114	107	118
割合	80.5%	76.5%	73.3%	79.2%

小学校においては、毎年ほぼ半数（44.9～54.2%）の教職員が1年間の時間外在校時間360時間超となっています。一方、中学校においては、毎年8割近くの360時間超の教職員がいます。

各校においては、全教職員が月平均30時間（1日の平均が約1.5時間）以内の時間外在校時間とすることは困難な状況にあったと言えます。

◎ 1か月の時間外在校時間が80時間を超えた教職員数

市教育委員会として、令和2年度から特に着目してきたのが「時間外在校時間が月80時間を超えた教職員数」です。

① 令和元年度～令和4年度

時間外在校時間が月80時間を超えた教職員数（延べ人数）

【小学校】（割合＝80時間超教職員数÷（教職員数×12））

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教職員数（人）	240	243	236	242
月80時間超（人）	22	20	12	21
割合	0.8%	0.7%	0.4%	0.7%

【中学校】（割合＝80時間超教職員数÷（教職員数×12））

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教職員数（人）	154	149	146	149
月80時間超（人）	220	130	104	107
割合	11.9%	7.3%	5.9%	6.0%

② 令和5年度4月～12月

時間外在校時間が月80時間を超えた教職員数

	小学校	R4	R3	中学校	R4	R3	最長時間
4月	5人（教頭2、主幹2、教諭1）	2	6	7人（教頭1、教諭5、講師1）	14	19	127H
5月	2人（教頭1、主幹1）	3	0	17人（教諭16、講師1）	16	16	111H
6月	1人（主幹1）	5	0	11人（主幹1、教諭8、講師2）	19	13	142H
7月	0人	0	0	11人（主幹1、教諭8、講師2）	11	14	128H
8月	0人	0	0	0人	0	0	59H
9月	1人（主幹1）	2	0	10人（教頭1、主幹1、教諭7、講師1）	13	7	128H
10月	3人（教頭1、主幹2）	1	1	9人（教諭8、講師1）	12	9	109H
11月	0人	1	2	7人（主幹1、教諭5、講師1）	11	8	105H
12月	0人	1	0	2人（主幹1、教諭1）	1	3	87H

令和4年度までの4年間、小学校は0.4～0.8%で推移しています。

一方、中学校においては令和元年度と比較すると令和4年度は半減（11.9%→6.0%）しています。

このことは、中学校における部活動指導が、平成31年2月に策定された「栗原市教育委員会が設置する学校に係る部活動（課外活動）の方針」の「1 適切な休養日等の設定」を踏まえて行われてきたことによるものと考えられます。

〈適切な休養日等の主な具体的基準〉

① 週当たり2日以上休養日を設ける。

② 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日は3時間程度とする。

なお、令和5年度の4～12月を、令和4年度の同期間と比較すると、
○ 小学校 12人（令和4年度 15人） …… 20%減
○ 中学校 74人（令和4年度 97人） …… 24%減
であり、令和5年度は時間外在校時間の改善が進んでいると言えます。

以上の状況から、栗原市立学校では極端な長時間労働の改善は着実に進んでいるものの、市教育委員会が令和5年度までの取組方針に掲げた目標は達成できていないことが明らかです。

そこで、今後は、より一層教職員が健康に留意しながら、本来担うべき業務に専念できる環境を整備するとともに、そのことが学校教育の発展に寄与するということを保護者や地域に理解され、協力を得ていくことが重要であると考えます。

2 教職員の多忙化解消に係る市教育委員会のこれまでの主な取組

市教育委員会では、これまで以下のような教職員の多忙化解消につながる取組を行ってきました。

- (1) 複式学級の解消と適正な学級規模の実現に向けた学校再編計画の立案と実施
- (2) 少人数学級編制（35人学級）実現のための市費負担教員の採用・配置
（令和6年度は、小学校第6学年及び中学校第2学年、第3学年で実施）
- (3) 少人数学級編制（25人学級）実現のための市費負担教員の採用・配置
（令和6年度は、小学校第1～4学年で実施）
- (4) 特別な支援を必要とする子供のための学校補助員の配置
- (5) 校務用コンピュータの配置及び児童生徒用タブレット型PCの配置
- (6) 出席簿と通信票、指導要録が連動する校務支援ソフトの導入
- (7) 授業におけるICT活用のための研修会の実施
- (8) 外国語活動及び英語教育充実のためのALTの配置
- (9) 不登校及び不登校傾向児童生徒への支援体制の強化
（「学校教育支援室」による児童生徒支援及びスクールカウンセラーの配置並びにスクール・ソーシャルワーカー派遣）
- (10) 部活動指導支援のための外部指導者活用事業の実施
- (11) 学校給食の無償化
- (12) 夏季休業中・冬季休業中の閉庁日及び当番（日直）を置かない日の設定
- (13) 校長研修会における「働き方改革」に関する研修会の実施
- (14) 「栗原市教育委員会が設置する学校に係る部活動（課外活動）の方針」の策定
- (15) 閉庁日や夜間の対応に備えた電話転送機能の設定
- (16) 普通教室へのエアコンの設置
- (17) 学校から市教育委員会へ、電子データによる書類提出の推進
- (18) 提出書類の押印省略化の推進

3 市教育委員会及び学校の役割

(1) 市教育委員会の役割

- ① 市立学校における教職員の働き方改革に向けた取組について検討・実施し、その評価・改善を図る。
- ② 市長部局や関係機関との連携を図る。

(2) 学校の役割

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、教職員の共通理解を図り、教職員の働き方改革に向けた取組の実施及び評価・改善を図る。

II 期間・目標

1 期間

令和6年度 ～ 令和9年度

2 目標

正規の勤務時間外の在校時間について

- (1) 1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- (2) 月80時間以内の教職員の割合を、令和9年度末までに100%にする。

III 取組の柱

- 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 3 教職員の健康に留意した働き方の推進
- 4 保護者や地域の理解と連携の促進

IV 取組内容

1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- (1) 少人数学級編制(25人学級及び35人学級)実現のための任期付市費負担教員や、特別な支援を必要とする子供のための学校補助員を配置し、子供の学ぶ環境の充実や教職員の負担軽減を図る。
- (2) 小学校外国語活動・外国語科の指導への支援及び中学校英語教育充実のため、各校へのALT配置を継続する。
- (3) 現在導入している校務支援ソフトについて、更なる業務の効率化を促すものとなるよう検討を行っていく。

- (4) 書類の電子化やペーパーレス化とそれに伴う校内や学校間での情報共有等、ICTの活用を一層推進していく。
- (5) 児童生徒の学習環境の充実と学習手段の効率化を目指し、児童生徒用タブレットの有効活用を促すとともに、AIドリルの活用を推進していく。
- (6) 多様な児童生徒や保護者の困り感や悩みに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー派遣事業等を継続していく。
- (7) 不登校や不登校傾向にある児童生徒の居場所確保と学習の支援のため、「くりはら子どもの学び支援センター」事業を展開する。
- (8) 学校集金の口座振替やキャッシュレス決済への切替について推進していく。
- (9) 夜間や休日、学校閉庁日における保護者からの連絡について、公用携帯電話を活用する。

2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

- (1) 市教育委員会主催の研修・行事について、課題を踏まえた内容の吟味を行う。
- (2) 市教育委員会から各学校へ報告を求める調査については、国や県の調査との重複等を確認し、実施の有無や調査回数、項目についての検討を行う。
- (3) 学習指導要領が示す標準授業時数を大きく上回ることがないように計画・実施する。
- (4) 学校評価において働き方改革に関する項目を設定し、PDCAサイクルに基づいた業務改善や削減を推進する。
- (5) 「真に児童生徒の教育上必要な教育活動とは」という視点を大切にした教育課程の編成を推進する。
- (6) 「栗原市教育委員会が設置する学校に係る部活動（課外活動）の方針」を踏まえて各校が策定した方針（計画）により、部活動の休養日の確保や活動日数、活動時間の徹底を図る。
- (7) これからの部活動の在り方については、これまでの部活動観を捉え直し、栗原市や各学校・各地域の実情を踏まえつつ関係機関との協議を進めながら、よりよい在り方を構築していく。

3 教職員の健康に留意した働き方の推進

- (1) 毎月の勤務時間の報告を行い、教職員が自らの勤務時間、労働生産性について意識できるようにするとともに、長時間勤務職員に対しては、管理職から指導する。
- (2) 職員の勤務時間の実態把握により、学校における勤務時間短縮に向けた取組につなげる。
- (3) 月の時間外在校時間が80時間を超えた教職員に対し、産業医等による面接指導を推奨する。
- (4) 面接指導を受けた教職員への校内協力体制の構築や、校務分掌の見直し等について、適切な対応をする。

- (5) 宿泊を伴う行事の翌日を「休み」にできる年間行事予定を計画する。
- (6) 計画的に休暇を取得するよう働き掛ける。
- (7) 出産や育児、介護、傷病等への支援に係る意識啓発を促し、誰もが働きやすい、誰もが休みやすい勤務環境づくりを推進する。
- (8) 夏季休業期間・冬季休業期間には「学校閉庁日」及び「当番（日直）を置かない日」を設定し、教職員の疲労回復や健康増進を図る。
- (9) 教職員一人一人の健康管理と職場改善のため、ストレスチェックを行う。

4 保護者や地域の理解と連携の促進

- (1) 学校運営協議会や学校評議員会等を活用して、学校における働き方改革の推進についての理解と協力を得る。
- (2) 保護者や地域への啓発リーフレットを作成し、本「取組方針」の趣旨について保護者や地域の理解促進を図る。
- (3) 夜間や休日、学校閉庁日等における保護者からの連絡に関する約束事について、保護者の理解を図り、徹底する。
- (4) 「学校閉庁日」「当番（日直）を置かない日」の設定について、保護者や地域に周知する。
- (5) 部活動に対する教員の関わり方について、保護者や地域に周知する。

V フォローアップ

1 市教育委員会によるフォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務の実態調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

2 学校への支援

学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。